

企画競争実施の公示

下記のとおり企画案の提出を招請いたします。
令和8年3月17日

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長
堀内 隆広

記

1. 契約担当官等の官職及び氏名
支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 堀内 隆広
2. 企画競争に参加する者に必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 令和07・08・09年度内閣府所管競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされた者であること。
 - (5) 個人情報の取り扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること、又は、プライバシーマークの認定を受けた法人であること。
3. 事業名
賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発活動業務
4. 企画競争の内容を示す場所及び提案要領を交付する場所（調達ポータルからダウンロードも可能）
所在地 東京都千代田区霞が関3-1-1 消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室
電話番号 03-3507-9179
Eメール price_01@caa.go.jp
5. 企画競争説明会の日時及び場所
日時：令和8年3月26日（木）午後2時
場所：消費者庁（中央合同庁舎第4号館12階 共用1211会議室）
6. 企画案等の提出期限及び提出方法
 - (1) 提出期限 令和8年4月8日（水）正午
 - (2) 提出方法 以下のいずれかの方法により提出すること。
 - ・上記4. のメールアドレスあてに電子メールで提出
 - ・電子調達システム（政府電子調達（GEPSS））の提案書等提出機能を用いて提出
7. 企画競争の無効
本公示等に示した企画競争参加に必要な資格のない者が提出した企画案等は無効とする。
8. 選定結果の通知
令和8年4月20日（月）までに企画案等を提出した全者に通知する。
9. その他
 - (1) 本企画競争の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 企画案等の作成、提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
 - (3) 提出された企画案等は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
 - (4) 企画案等に虚偽の記載を行った場合は、当該企画案等は無効とするとともに、当該提案者に対して指名停止措置を行う場合がある。
 - (5) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、開示を予定している書類とする。
 - (6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係が生じるものではない。
 - (7) その他の詳細は、公募要領等による。

「賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発活動業務」
企画競争説明書

- 1 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称及び所在地
 - (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 堀内 隆広
 - (2) 所属する部署 消費者庁総務課
 - (3) 所在地 〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

- 2 企画競争に参加する者に必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 令和07・08・09年度内閣府所管競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされた者であること。
 - (5) 個人情報の取り扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること、又は、プライバシーマークの認定を受けた法人であること。

- 3 件名
賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発活動業務

- 4 企画競争の内容を示す場所（調達ポータルからダウンロードも可能）
所在地：東京都千代田区霞が関3-1-1
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室
電話番号：03-3507-9179
Eメール：price_01@caa.go.jp

- 5 提出書類
企画競争応募要領 8. 応募手続のとおり

- 6 企画競争説明会の日時及び場所
日時：令和8年3月26日（木）午後2時
場所：消費者庁（中央合同庁舎第4号館12階 共用1211会議室）
なお、企画競争説明会の出席は任意とする。

7 企画提案書の提出期限

令和8年4月8日（水）正午

8 書類提出先

以下のいずれかの方法により提出すること。

- ・下記「9 問い合わせ先」のメールアドレスあてに電子メールで提出
- ・電子調達システム（政府電子調達(G E P S)）の提案書等提出機能を用いて提出

9 問い合わせ先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室

電話番号：03-3507-9179

Eメール：price_01@caa.go.jp

10 企画提案書の無効

企画競争参加に必要な資格のない者が提出した企画提案書は無効とする。

11 選定結果の通知予定日

令和8年4月20日（月）までに企画提案書を提出した全者に通知する。

12 その他

- (1) 提出する企画提案書等の作成に係る経費については、企画提案者側の負担とし、一切支払わないものとする。
- (2) 提出された企画提案書等は、消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室において選定する。
- (3) 採用した者への当業務に係る支払いの上限額（税込）は、公募要領P2「企画競争応募要領 4. 契約金額の上限」のとおり。
- (4) 契約締結に当たっては、契約書（別記様式）を作成するものとする。

公募要領

件名：賃金と物価の好循環の実現のための
普及啓発活動業務

(公募期間 令和8年3月17日～4月7日)

1. 企画競争応募要領 P. 2
2. 仕様書 P. 9
3. 公募申請書（様式1～3） P. 18

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発活動業務 企画競争応募要領

消費者庁では、「賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発活動業務」に係る申請を、以下の要領で募集します。

1. 公募名称 賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発活動業務

2. 業務内容 仕様書参照のこと。

3. 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4. 契約金額の上限 40,000,000円（税込）

※ 契約金額の上限を超える見積額を提示した者は、獲得点数に関わらず失格とする。

5. 契約締結までのスケジュール

- ・ 企画競争の公告期間 令和8年3月17日（火）～4月7日（火）
- ・ 企画競争説明会の開催 令和8年3月26日（木）14時
- ・ 企画提案書等提出期限 令和8年4月8日（水）12時
- ・ 企画審査会におけるプレゼンの実施（企画提案会）
令和8年4月13日（月）10時～
（応募事業者が多数の場合、翌日も実施する場合があります。）
- ・ 審査結果の通知予定日 令和8年4月20日（月）
- ・ 契約締結予定日 令和8年5月中旬

6. 企画公募に参加する者に必要な資格及び条件等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 令和7・8・9年度における内閣府所管競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B又はCの等級に格付けされた者であること。

(5) 個人情報の取り扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること、又は、プライバシーマークの認定を受けた法人であること。

7. 企画提案書作成要領

企画提案書は、以下の「提案書目次、評価項目及び提案要求事項」に従い、作成すること。

評価項目一覧

提案書 目次	評価項目		提案要求事項
	大項目	小項目	
1	業務内容	業務内容の理解度	現状の課題等を正確に把握し、業務目的や趣旨と合致した提案内容となっているか。 (当該項目は、「○」、「×」のみで評価をする。「×」の場合は、獲得点数にかかわらず失格とする。)
		提案内容の明確性・有効性	本業務においてターゲットとすべき消費者の属性、その理由、その属性に対し最も効果的と考える啓発コンテンツの種類及び内容並びに広報手段について明確に説明しているか。
		成果物の適切性	適切な成果物の提案がなされているか。啓発コンテンツを事業期間終了後も同一又は類似の形で継続的に活用できることが明記されているか。広告の周知実績等が成果報告書において適切に提案されることとなっているか。
2	業務計画	業務計画の妥当性	提案した各取組の実施計画(時期)等について、そのように行うことが妥当である理由が明記してあるか。
3	業務実施体制及び業務従事者の経験・能力	業務実施体制の確実性	全体を統括する事務局を設置し、業務全体の計画の作成のほか、業務の進捗管理・調整等を実施できる体制となっていることを示しているか。
		業務従事者の経験・能力	主たる責任者がこれまでに担った類似の企画・運営業務や能力等を明記できているか。
4	情報管理体制	情報セキュリティや個人情報保護対策	情報セキュリティや個人情報保護法等に配慮した情報管理体制を提案できているか。 (当該項目は、「○」、「×」のみで評価をする。「×」の場合は、獲得点数にかかわらず失格とする。)
5	ワーク・ライフ・バランス等の推進	全体	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定を取得していることを示すこと。 1) 女性活躍推進法に基づく認定 2) 次世代法に基づく認定 3) 若者雇用促進法に基づく認定 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。)

8. 応募手続

(1) 提出書類

次の書類を期限までに提出すること。期限を過ぎた場合は受け付けない。

No.	提出書類	
①	「賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発活動業務」に係る企画競争の参加について	様式 1
②	企画提案書（様式任意。ただし、企画公募説明書「7. 企画提案書作成要領」に従い、提案書目次番号を記載の上、提案要求事項を記載すること。）	任意様式
③	経費内訳書（任意様式。ただし、税込総額を示した上で項目別内訳額も明示すること）	任意様式
④	評価項目一覧（企画提案書における該当事項のページ欄を埋めたもの）	様式 2
⑤	資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し	—
⑥	再請負承認申請書（業務の一部について再委託を予定している場合）	様式 3

※提案書等の作成に要する費用は、応募者の負担とします。

※提案書等は、本企画公募に関する審査以外の目的には使用しません。

(2) 提出期限 令和8年4月8日（水）12時

提出先・問い合わせ先

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室

担当： 清水、横田

電話：03-3507-9179

E-MAIL：price_01@caa.go.jp

(3) 提出方法

電子メールまたはオンラインストレージを介して提出して下さい。

提出する際は、上記（1）①～⑥をPDF形式に変換した上で、1つのファイルにまとめて提出して下さい。

電子調達システム（政府電子調達(GEPS)）による提出も可とし、その場合は電子メール等による提出は不要とします。

9. 企画競争説明会

以下のとおり、企画競争説明会を開催します。（本説明会への出席は任意です。）

日時：令和8年3月26日（木）14時～

場所：消費者庁（中央合同庁舎4号館12階 共用1211会議室）

10. 契約候補者の選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書を基に企画審査会において、プレゼンを行っていただきます。その後、質疑応答を行うこととします。企画提案書及び経費内訳書及びプレゼン内容を元に採点を行い、予算額の上限の範囲内で合計点の最も高い者を契約候補者として1者選定します。

なお、応募事業者が1者の場合、プレゼンは行いません。

また、必要に応じて提案の詳細に関する追加資料の提出を要求することがあります。その他企画提案書等の内容が契約期間中に虚偽であること、又は履行されていないことが判明した場合、契約解除とする場合があります。

(2) 企画審査会におけるプレゼンの実施（企画提案会）

プレゼンは、以下の日時及び場所で実施します。

ただし、対面による実施が困難な場合は、「Microsoft Teams」を用いて行うので、企画提案書等の提出締切日までに、上記8.（2）の担当者宛てに、オンラインによる実施を希望する旨及び連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）

また、プレゼンは以下の日時に企画提案書等の提出順に実施いたします。応募者が多数の場合、開始までに時間を要しますので、予めご了承願います。

なお、プレゼンの所要時間（説明時間・質疑応答時間）及び開始時間の目途については、4月9日（木）に連絡致します。

プレゼン実施日時：令和8年4月13日（月）10時～

（応募事業者が多数の場合、翌日以降に実施する場合があります。）

プレゼン実施場所：消費者庁（中央合同庁舎4号館7階 7-4会議室）

(3) 評価項目等

下表の評価項目を元に採点します。評価に当たっては、項目ごとに最高点を下記配点、最低点を0点として、その範囲の整数で採点します。

なお、予算額の上限の範囲内で最高得点を獲得した事業者が複数の場合は、以下の優先順位により、契約候補者を決定します。

- ① 評価項目の一覧における「1 業務内容」の獲得点数が高い事業者を契約候補者とする。
- ② ①も同点の場合は、経費内訳書に記載された総額（税込）が安価な事業者を契約候補者とする。
- ③ ②も同額の場合は、企画審査会委員で協議の上、決定する。

評価項目一覧

	評価項目		評価の視点	配点(合計100)
	大項目	小項目		
1	業務内容	業務内容の理解度	現状の課題等を正確に把握し、業務目的や趣旨と合致した提案内容となっているか。 (当該項目は、「○」、「×」のみで評価をする。「×」の場合は、獲得点数にかかわらず失格とする。)	「○」もしくは、「×」
		提案内容の明確性・有効性	本業務においてターゲットとすべき消費者の属性、その理由、その属性に対し最も効果的と考える啓発コンテンツの種類及び内容並びに広報手段について明確に説明しているか。	40
		成果物の適切性	適切な成果物の提案がなされているか。啓発コンテンツを事業期間終了後も同一又は類似の形で継続的に活用できることが明記されているか。広告の周知実績等が成果報告書において適切に提案されることとなっているか。	20
2	業務計画	業務計画の妥当性	提案した各取組の実施計画(時期)等について、そのように行うことが妥当である理由が明記してあるか。	10
3	業務実施体制及び業務従事者の経験・能力	業務実施体制の確実性	全体を統括する事務局を設置し、業務全体の計画の作成のほか、業務の進捗管理・調整等を実施できる体制となっていることを示しているか。	10
		業務従事者の経験・能力	主たる責任者がこれまでに担った類似の企画・運営業務や能力等を明記できているか。	15
4	情報管理体制	情報セキュリティや個人情報保護対策	情報セキュリティや個人情報保護対策法等に配慮した情報管理体制を提案できているか。 (当該項目は、「○」、「×」のみで評価をする。「×」の場合は、獲得点数にかかわらず失格とする。)	「○」もしくは、「×」
5	ワーク・ライフ・バランス等の推進	全体	<p>女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし(※3) 5点 ・3段階目(※4) 4点 ・2段階目(※4) 3点 ・1段階目(※4) 2点 ・行動計画(※5) 1点 <p>次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん(※6) 5点 ・くるみん(R7.4.1以後の基準)(※7) 4点 ・くるみん(R4.4.1～R7.3.31までの基準)(※8) 3点 ・トライくるみん(R7.4.1以後の基準)(※9) 3点 	5

		<ul style="list-style-type: none"> ・くるみん(H29.4.1～R4.3.31までの基準)(※10) 3点 ・トライくるみん(R4.4.1～R7.3.31までの基準)(※11) 3点 ・くるみん(H29.3.31までの基準)(※12) 2点 ・行動計画(R7.4.1以後の基準)(※13) 1点 <p>若者雇用促進法に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定企業 4点 <p>(複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。)</p> <p>(内閣府男女共同参画局長より認定等相当の確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。)</p> <p>※1～2(略)</p> <p>※3～13の基準は、以下のURL(別添2 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領 P11)を参照。</p> <p>https://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi/wlb_torikumi_zisshi.html</p>	
--	--	---	--

(4) 審査結果

審査結果については、令和8年4月20日（月）までに企画提案会参加者に対して通知します。

なお、選定された事業者については、消費者庁のホームページで公表します。提案内容については公表しません。

11. その他

- ・ 本件事業の履行に要する費用の一切を経費内訳書（税込）に記載して下さい。
- ・ 企画提案書等一式の提出後、原則として、これらの内容を変更することはできません。
- ・ 契約の相手方から提案された企画内容について、必要に応じて双方協議の上で変更することがあります。
- ・ 上記の他、業務実施に当たり、仕様書に記載のない事項については、発注者（消費者庁）と協議の上、決定します。

賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発活動業務

仕様書

第1 目的

持続的な賃金上昇には、労働力や技術力により生み出される付加価値やコストを適切に価格に転嫁できる環境の整備が必要である。

「賃金等の適切な価格転嫁が物価上昇をもたらし得るものの、巡り巡るとまたそれが賃金等の原資となる」という「賃金と物価の好循環」の共通理解が社会全体で共有されるよう、消費者の生活が経済の変化によりどう影響を受けるかという視点のみならず、消費者の行動が経済にどのような変化を与え得るかという視点も含め、様々な立場の消費者に対して経済社会における役割に関する理解促進が必要となる。

「新しい資本主義実行計画」（令和7年6月13日改訂）において、「小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、『良い物・良いサービスには適正な良い値がつく』ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。」と位置づけられている。また、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（令和7年11月21日）では、「中小企業・小規模事業者が物価上昇を上回る賃上げを継続するための原資の確保に資するべく、価格転嫁・取引適正化の徹底を図る。」とされ、具体的な施策例として消費者も含めた「賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発」が挙げられているものであり、早期の実現が促されている。

消費者庁は、これまで、「賃金と物価の好循環」に関する啓発コンテンツとして動画を作成し、YouTube や消費者庁ウェブサイトで公開し、賃金と物価の関係性に関する消費者の理解促進に取り組んできた。

名目賃金が増加している現状は、「価格転嫁は自身の賃金上昇にもつながり得る」ということが、従前よりも消費者にも理解いただきやすい環境となりつつあり、訴求力の高い広報を実施することについても、従前よりも効果的に実施できる段階となっていると考えられる。また、物価上昇の影響を受け賃金の上昇を実感できていない消費者に対しても、「賃金と物価の好循環」をさらに理解してもらうためには、よりきめ細かい周知広報が必要である。

そのため、本事業において、これまでの全世代向けの啓発コンテンツの制作・広報ではなく、周知対象を絞ってきめ細かな啓発コンテンツの制作と効果的な広報手段により理解醸成を図ることを目的とする。

第2 業務内容

「第1 目的」の達成のため、以下の業務を円滑かつ効果的に進めること。

(1) 消費者の理解促進に向けた啓発コンテンツの企画・制作

消費者庁が提供する消費者の意識調査結果等を参考に、基本的には子育て世代、働く世代などを想定し、ターゲットを少なくとも2つ選定する。また、それぞれの対象向けに政府の公表する物価・賃金のマクロ経済的な調査・統計等も踏まえた啓発コンテンツを企画・制作する。その際、消費者庁ウェブサイトに掲載

するコンテンツは掲載できる機能面の制約等に留意し、消費者庁と相談の上、作成すること。

作成の際は、以下の点に留意すること。

- ・当該啓発コンテンツの広告掲載期間中、掲載媒体は問わないが、消費者庁ウェブサイト以外の媒体に掲載した場合は、各媒体での広告掲載後、同一または類似内容のコンテンツを消費者庁ウェブサイトへ掲載する。
- ・コンテンツに著作権のあるキャラクター、タレント等を起用することに支障はないが、上記の通り、コンテンツ自体は周知実施後の事業実施期間内や、事業期間終了後も消費者庁ウェブサイトに掲載することを想定していることに留意する。
- ・学術的及び政府発信として正しく、かつ誤解が生じないコンテンツとすることに留意する。
- ・消費者の意識調査結果は、入札希望者に概要を提示する。企画競争説明書「8. 応募手続き(2)問い合わせ先」E-MAIL: price_01@caa.go.jp まで連絡すること。
- ・賃金と物価の好循環という周知内容を踏まえ、今般の周知対象として「65歳以上」は、前述した2つのターゲットよりも優先度を低く考えていることに留意する。

(2) 啓発コンテンツに誘導する適切な媒体を用いた周知広報の実施

(1) で選定したターゲットに対し作成した啓発コンテンツについて、それぞれ最も効果的と見込まれる広報媒体（ウェブ、電車、雑誌、新聞広告等）及び広告期間を選定し、効果的な周知広報活動を行う。なお、周知広報の実施時期は、令和8年10月～12月頃を想定しているが、それ以外の期間に実施することを妨げるものではない。

また、コンテンツの掲載先は、最も効果的と見込まれる先で実施することで構わないが、当庁ウェブサイトに掲載する場合は下記ランディングページ

[\(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/price_measures/\)](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/price_measures/) を基本とする。

加えて、外部の広報媒体で上記啓発コンテンツを周知する場合は、当庁ウェブサイトのランディングページに掲載している既存コンテンツにリンク可能なバナー等も作成し、掲載することが望ましい。

(3) 当該業務を実施するに当たり、全体を統括する事務局を設置し、以下に従い、業務全体の計画の作成のほか、業務の進捗管理・調整等を実施すること。

(ア) 全体計画の作成

業務のスケジュールを当庁担当者と調整した上で具体的な計画を作成すること。

(イ) 進捗管理・報告

(ア) に掲げた計画の進捗管理を行い、原則1週間に1回、当庁担当者とのオンライン又は対面による打合せを実施すること。なお、当庁担当者から要望があった場合も、打合せの対応を行うこと。また、毎回の要点をまとめた会議録を作成し、原則次回会合までに、提出すること。

(4) 成果報告書の作成

受注者は、上記（２）の業務実施後、当該業務の成果について整理・分析の上、下記の事項を記載した報告書を作成し、発注者の確認を受けて提出する。

なお、当該報告書には、広告を出稿したことを証する資料として、メディアのクリッピング等を添付すること。

- ① 媒体ごとの広告の出稿実績・運用結果等（インプレッション、リーチ、エンゲージメント等）のレポート
- ② 想定していたターゲット層に届いたか、①を深掘りした考察
- ③ ②によって明らかになった改善点を踏まえた、今後の賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発に向けた考察・提案

（５）その他本件に関連する業務

その他本事業に関連した業務について、消費者庁と相談の上、協力する。

第 3 契約期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

第 4 成果物の提出

以下について、全体計画に基づきメールまたはオンラインストレージを介して提出すること。

なお、納入形式（Word、PowerPoint、Excel等）は発注者と協議の上決定する。

- ①啓発コンテンツ
- ②成果報告書

第 5 注意事項

- （１）本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受注者が一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。
- （２）成果物の納品後に契約不適合が発見された場合には、受注者の責任において、修補・印刷等に係る業務を再度行うこと。
- （３）支払に関する事項について、受注者は、必ず領収書等の支払根拠資料を受領、保管の上、発注者が求めた場合には、速やかに納入すること。
- （４）受注者は、発注者と十分に協議しながら本業務を進め、その指示に従うこと。受注者は、本仕様書に記載のない事項については、発注者と協議して決定するものとする。また、本業務の実施に際して発生する事情の変更や状況の変化について、即時に機敏かつ柔軟に対応し、適切な措置をとることができる体制をとること。
- （５）受注者及びその使用人は、本業務の遂行上知り得た個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守し、別紙「個人情報取扱特記事項」を熟読し、必要事情の届出（作業責任者等の届出、作業場所の届出等）を提出すること。なお、情報漏洩等により損害が発生した場合は、受注者が負担すること。
- （６）受注者は、本業務過程において疑義が生じたときは、その都度発注者に連絡し、指示を受けるとともに、本仕様書に明記されていない事項で必要と認められる作業等については、発注者と協議の上、受注者の責任において実施すること。

- (7) 受注者は、発注者を通じて取材、現場実査、映像撮影等の依頼があった場合は、対応を行うこと。
- (8) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※1」（平成27年12月10日消費者庁訓令第38号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。
※1 URL：https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_caa.pdf

第6 著作権の譲渡等

- (1) 本仕様書に基づく業務に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他全ての権利は発注者に譲渡するものとし、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、著作権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用を含む一切の手續を受注者において行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

第7 セキュリティ要件

- (1) 当庁情報セキュリティポリシーの遵守
受注者は、当庁情報セキュリティポリシーを遵守すること。業務情報の取扱いについては、当庁が定める手順やマニュアルに従い、情報の機密性に応じた手順等を遵守すること。また、当庁情報セキュリティポリシーについては、受注者のみ、発注者と協議の上で速やかに閲覧を行うものとする。
- (2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備
受注者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、当庁から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の履行状況の報告
当庁の情報セキュリティポリシーに従い、情報セキュリティ対策（情報の取扱い、再委託、情報セキュリティインシデント発生等）の履行状況を定期的に書面にて報告すること。定期的な報告時期については当庁と協議し決定すること。
- (4) 情報セキュリティが侵害された場合の対処
本調達に係る業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに当庁に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。
 - (ア) 受注者に提供し、又は本業務を行う事業者によるアクセスを認める当庁の情報の外部への漏えい及び目的外利用。
 - (イ) 受注者による当庁のその他の情報へのアクセス。
 - (ウ) 被害の程度を把握するため、本業務を行う事業者は必要な記録類を契約終了時まで保存し、当庁の求めに応じて成果物と共に当庁に引き渡すこと。
 - (エ) 情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある事象が本調達に係る作業中及

び契約に定める瑕疵担保責任の期間中に発生し、かつその事象が受注者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合は、受注者の責任及び負担において次の各事項を速やかに実施すること。

- ①情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、当庁の承認を得た上で実施すること。
- ②発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、当庁へ提出して承認を得ること。
- ③再発防止対策を立案し、当庁の承認を得た上で実施すること。
- ④上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、当庁の指示に基づく措置を実施すること。

(5) 情報セキュリティ監査の実施

本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、当庁が受注者に対する情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、当庁がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（当庁が選定した事業者による監査を含む。）。情報セキュリティ監査を実施する場合、受注者は、あらかじめ情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示すること。また、受注者は自ら実施した外部監査についても当庁へ報告すること。

(6) セキュリティ対策の改善

受注者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について当庁が改善を求めた場合には、当庁と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

(7) 私物の使用禁止

受注者は、本調達に係る作業を実施する全ての関係者に対し、私物（関係者個人の所有物等、本業務を行う事業者管理外のものを指す。以下、同じ。）コンピュータ、私物記録媒体（USBメモリ等）に当庁に関連する情報を保存すること及び本調達に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止し、それを管理し求めに応じて管理簿を提出すること。

(8) 納品物に対するセキュリティチェックの実施

納品時には必ずマルウェアに対するセキュリティチェックを行い、クリーニングした上でその証左と共に納品すること。

第8 サプライチェーン・リスク対応のための提出物

- (1) 当庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、提出すること。
- (2) 受注者は、受注者の実施場所、従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関する情報を提示すること。
- (3) 受注者の本業務に係る要員を限定すること。受注者の実施期間中に要員を変更する場合は、事前に当庁の担当者へ連絡し、許可（又は確認）を得ること。
- (4) 受注者は、本業務に係る者の所属（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、受

注者に従事する全ての要員)、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績(経験年数、資格等)及び国籍について、当庁の担当者にあらかじめ提出し、許可(又は確認)を得ること。

第9 機密保持

- (1) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、当庁から取得した資料(電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。)を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。但し、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - (ア) 当庁から取得した時点で、既に公知であるもの
 - (イ) 当庁から取得後、受注者の責によらず公知となったもの
 - (ウ) 法令等に基づき開示されるもの
 - (エ) 当庁から秘密でないと指定されたもの
 - (オ) 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に当庁に協議の上、承認を得たもの
- (2) 受注者は、当庁の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。
- (3) 受注者は、本調達に係る作業に関与した受注者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な安全管理）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講じなければならない。

（安全管理の確認）

- 3 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認する。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所において当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における責任者及び業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況その他の必要な事項について、少なくとも年1回以上、実地検査又はそれに代わる措置により確認する。

（改善の指示）

- 4 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知し、安全管理措置の改善を要請することができる。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について、発注者と協議しなければならない。

（業務従事者の監督）

- 5 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対し、その業務に関して知り得た個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、この契約の目的以外の目的のための利用を禁止しなければならない。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定し、当該業務従事者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、退職する業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出

を求めるなど、在任中又は在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

(業務従事者への周知)

- 6 受注者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(再委託の禁止等)

- 7 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）。また、再委託する場合にあっては、受注者は、適切な管理を行う能力を有する者を再委託先として選定しなければならず、再委託先との契約書に秘密保持等の必要事項を明記するほか、前記3に定める実地監査を行うなど、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

(収集の制限)

- 8 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供等の禁止)

- 9 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない。

(複写、複製の禁止)

- 10 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(廃棄等)

- 11 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）をしなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等をした場合には、発注者に対し、速やかにその旨を証明できる写真等を添付した上で書面で報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

- 12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 13 発注者は、受注者がこの特記事項に違反した場合は、契約の解除、損害賠償の支払い
その他必要な措置を求めることができる。

(様式1)

令和8年〇月〇日

消費者庁総務課長 宛て

住 所
商号又は名称
代表者氏名

「賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発活動業務」に係る企画競争の参加について

標記の件について、下記のとおり必要書類を提出します。なお、契約先として選定された場合には、契約書、仕様書等に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合には、直ちに対応いたします。

記

1. 企画提案書（様式任意。ただし、企画公募説明書「7. 企画提案書作成要領」に従い、提案書目次番号及び提案要求事項を記載すること。）
2. 経費内訳書（任意様式。税込総額を示した上で項目別内訳額も明示すること）
3. 評価項目一覧（様式2）（企画提案書における該当事項のページ欄を埋めたもの）
4. 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
5. 再請負承認申請書（様式3）（業務の一部について再委託を予定している場合）

以上

評価項目一覧

	評価項目		評価の視点	配点 (合計 100)	企画提案 書における 該当ペー ジ
	大項目	小項目			
1	業務内容	業務内容の理解度	現状の課題等を正確に把握し、業務目的や趣旨と合致した提案内容となっているか。 (当該項目は、「○」、「×」のみで評価をする。「×」の場合は、獲得点数にかかわらず失格とする。)	「○」もしくは、「×」	
		提案内容の明確性・有効性	本業務においてターゲットとすべき消費者の属性、その理由、その属性に対し最も効果的と考える啓発コンテンツの種類及び内容並びに広報手段について明確に説明しているか。	40	
		成果物の適切性	適切な成果物の提案がなされているか。啓発コンテンツを事業期間終了後も同一又は類似の形で継続的に活用できることが明記されているか。広告の周知実績等が成果報告書において適切に提案されることとなっているか。	20	
2	業務計画	業務計画の妥当性	提案した各取組の実施計画(時期)等について、そのように行うことが妥当である理由が明記してあるか。	10	
3	業務実施体制及び業務従事者の経験・能力	業務実施体制の確実性	全体を統括する事務局を設置し、業務全体の計画の作成のほか、業務の進捗管理・調整等を実施できる体制となっていることを示しているか。	10	
		業務従事者の経験・能力	主たる責任者がこれまでに担った類似の企画・運営業務や能力等を明記できているか。	15	
4	情報管理体制	情報セキュリティや個人情報保護対策	情報セキュリティや個人情報保護法等に配慮した情報管理体制を提案できているか。 (当該項目は、「○」、「×」のみで評価をする。「×」の場合は、獲得点数にかかわらず失格とする。)	「○」もしくは、「×」	
5	ワーク・ライフ・バランス等の推進	全体	<p>女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし(※3) 5点 ・3段階目(※4) 4点 ・2段階目(※4) 3点 ・1段階目(※4) 2点 ・行動計画(※5) 1点 <p>次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん(※6) 5点 	5	

		<ul style="list-style-type: none"> ・くるみん(R7.4.1以後の基準)(※7) 4点 ・くるみん(R4.4.1～R7.3.31までの基準)(※8) 3点 ・トライくるみん(R7.4.1以後の基準)(※9) 3点 ・くるみん(H29.4.1～R4.3.31までの基準)(※10) 3点 ・トライくるみん(R4.4.1～R7.3.31までの基準)(※11) 3点 ・くるみん(H29.3.31までの基準)(※12) 2点 ・行動計画(R7.4.1以後の基準)(※13) 1点 <p>若者雇用促進法に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定企業 4点 <p>(複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。)</p> <p>(内閣府男女共同参画局長より認定等相当の確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。)</p> <p>※1～2(略)</p> <p>※3～13の基準は、以下のURL(別添2 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領 P11)を参照。</p> <p>https://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi/wlb_torikumi_zisshi.html</p>		
--	--	---	--	--

※「企画提案書における該当ページ」欄に各提案内容に該当する企画提案書の該当ページを記載の上、提出すること。

(様式3)

再請負承認申請書

令和 年 月 日

消費者庁総務課長 宛て

住 所
受託業者名
代表者名

「賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発活動業務」に係る業務の一部を他の事業者へ委託したいので、以下のとおり申請します。

記

請負先名	住所 名称（会社名） 代表者名
請負する理由	
請負して 処理する内容	
請負先が 取り扱う情報	
請負者における安全性及び信頼性を確保する対策並びに委託者に対する管理及び監督の方法	(必要があれば、別紙により補足すること)

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官消費者庁総務課長堀内隆広（以下「甲」という。）と〔団体名〕〇〇〇〔代表者〕〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、下記条項により、賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発活動業務に係る請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

(契約の目的)

第1条 本契約の目的は次のとおりとする。

賃金と物価の好循環の実現のため、周知対象を絞ったきめ細かな啓発コンテンツの制作と効果的な広報手段により理解醸成を図ることを目的とする。

(委託)

第2条 甲は、乙に対し、以下の内容で、賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発活動業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託した。

- 本件業務の名称 賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発活動業務
- 本件業務の内容 別紙仕様書のとおり
- 契約代金額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- 履行期限 別紙仕様書のとおり
- 契約履行場所 別紙仕様書のとおり

(契約保証金)

第3条 会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）第29条の9に規定する契約保証金の納付は免除する。

(通知義務)

第4条 乙は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、甲に対し、あらかじめその旨を書面により通知しなければならない。

- 氏名、法人の名称又は商号の変更
- 振込先指定口座の変更
- 代表者の変更
- 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

(権利義務の譲渡)

第5条 乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲の書面による事前の承諾を得ずに第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供させてはならない。

(再委託等の制限)

第6条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない（以下「再委託」という。）。ただし、業務の根幹に関わらない印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託は、承認を要しない（個人情報を取り扱う業務を除く。）ものとする。

2 甲の指定する方法により事前の承認を受けた場合に限り、乙は第三者（以下「再委託先」と

いう。)に対して本件業務を再委託することができる。

- 3 再委託先が、更に第三者(以下「再々委託先」という。)に対して、本件業務の全部又は一部を委任し又は請け負わせる必要が生じた場合(以下「再々委託」という。)、乙又は再委託先は、再々委託先の氏名又は名称、住所及び再々委託先の業務範囲等について、甲の指定する方法により報告して甲の事前の承認を受けなければならない。
- 4 再委託又は再々委託の業務内容を変更する必要が生じた場合も前2項と同様とする。
- 5 第2項及び第3項の規定により甲が承認した場合には、乙は、本件業務に関して乙が甲に対して負う義務を再委託先及び再々委託先にも遵守させる責を負うものとし、再委託先及び再々委託先の行為は乙の行為とみなし、乙はその責任を負うものとする。

(相殺)

第7条 甲は、本契約その他の契約等に基づき、乙、再委託先又は再々委託先(以下「乙等」という。)に対して負担する債務と、本契約その他の契約等に基づき甲が乙等に対して有する債権とを、その債権債務の期限如何を問わず、いつでもこれを対当額において相殺できる。

(監督)

第8条 乙等は、本件業務の履行の状況に関して、甲からの請求があったときには、直ちに、甲の指定する事項について甲の指定する方法により報告しなければならない。

- 2 甲は、本契約の適正な履行を確保するため法第29条の11第1項の規定に基づき甲又は甲の指定する職員(以下「監督職員」という。)をもって乙等に対する監督を行い又は必要な指示をすることができるものとする。
- 3 乙等は、前項の監督又は指示に従わなければならない。
- 4 監督職員は、乙等の事務所又は営業所等に立ち入り、本件業務の品質等を維持するために必要な事項につき検査することができる。
- 5 前項により、監督職員が改善の必要性を認識し、乙等に対して改善を要求した事項については、乙等は、直ちにその要求に従わなければならない。

(検査)

第9条 乙等は、本件業務の終了に当たりその旨を甲に報告し、法第29条の11第2項の規定に基づき甲又は甲の指定した職員(以下「検査職員」という。)による検査(立入検査等を含む。)を受けなければならない。

- 2 検査職員は、前項の報告を受けたときは、その日から10日以内に検査をしなければならない。
- 3 第1項の規定による検査の結果不合格となったものが生じた場合には、乙等は、検査職員の指定した期限までに補修、交換等の措置を講じ、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第3項の検査に要する費用は、乙等の負担とする。

(検査結果の通知)

第10条 甲は、前条の規定による検査が終了したものと判断したときは、速やかに乙にその旨を通知する。

(契約代金の支払時期及び支払方法)

第11条 乙は、前条の規定による通知を受けて本件業務が終了したときは、請求書により官署支出官消費者庁総務課長(以下「支出官」という。)に対して契約代金を請求するものとする。

- 2 支出官は、不備のない請求書を受領した日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。

3 支出官は、乙に対し、契約代金を乙の指定する振込口座に振り込んで支払う。
(支払遅延利息)

第12条 支出官は、前条第2項の規定による期間内に当該代金の支払いが完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところにより計算された金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。
(業務の遅延)

第13条 乙は、甲の指定する履行期限内に業務を終了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し、遅滞の理由及び終了見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったとき、審査の結果、履行期限後に終了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限延長を認めることができるものとする。ただし、遅延の理由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその理由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、契約履行未済金額に年利3.00%を乗じて得た金額とする。
(解除)

第14条 乙等が以下の各号のいずれかに該当した場合又は不正行為（第15条に規定する不正行為を除く。）があったときは、甲は、乙から契約金額の100分の10を違約金として徴収して、催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも違約金は損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

①本契約（仕様書の事項を含む。）の一つにでも違反したとき

②監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき

③差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき

④破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立てがなされたとき

⑤自ら振り出し又は引き受けた手形若しくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき

⑥合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき

⑦災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき

⑧その他資産、信用又は支払能力に重大な変更が生じたとき

⑨甲に対する詐術その他の背信的行為があったとき

(談合等の不正行為)

第15条 談合等の不正行為に関する契約条項については、「談合等の不正行為に関する特約条項」（別添1）を遵守するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第16条 乙が第14条の規定に基づく違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.00%の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償責任)

第17条 乙は、解除、解約又は本契約（仕様書の事項を含む。）に違反することにより、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第18条 第10条に規定する検査通知がなされる以前に、甲の責めに帰さない事由により、成果物その他本契約の対象物に生じた滅失、毀損及び価値減少等の損害は、全て乙の負担とする。
(契約不適合)

第19条 甲は、乙に対し、成果物が本契約の内容に適合しないものであるとき（ただし、甲が本契約の内容に適合しないことを本契約締結前に認識している場合を除く）は、成果物の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 第1項に規定する場合において、甲は、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができる。
(守秘義務)

第20条 乙等又はそれらの使用人は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき甲から開示された情報その他本件業務の履行上知り得た情報を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の守秘義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- ①公知の事実又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
- ②第三者から適法に取得した事実
- ③開示の時点で保有していた事実
- ④法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

(個人情報の取扱い)

第21条 本契約履行上知り得た個人情報の取扱いについては、仕様書添付の「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(知的財産権の取扱い)

第22条 乙は、本契約に基づく業務遂行の過程で行われた発明、創作、考案等又は作成されたプログラムその他の成果物その他本契約の対象物によって生じた特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）、その他の知的財産権等の権利一切を消費者庁に譲渡する。また、乙は著作者人格権を一切行使しないものとし、第三者に対して行使させないものとする。

(解約)

第23条 甲は、本契約有効期間中といえども、1か月前までに書面をもって乙に対して通知することにより、本契約を解約することができる。この場合において、甲は乙と協議の上当該解約時点までに乙が行った業務を評価し、それに応じた金額を支払うものとする。

(契約終了後の処理)

第24条 乙等は、本契約が終了した場合、本契約に基づいて甲から提供された文書、データ類及びこれらが記録された電子媒体等を、速やかに甲の指示に基づき返還ないし破棄または利用不可能な状態とするものとし、返還ないし破棄又は利用不可能な状態とした内容について甲の指定する方法により甲に報告する。

(第三者に対する損害)

第25条 乙等が、本契約の履行上、乙等の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた

場合は、乙等は自らの費用及び責任において損害を賠償し、甲には何ら迷惑又は損害を及ぼさないものとする。ただし、その処理については、甲及び乙等の協議の上行うものとする。

2 乙等は、本契約の終了後においても、前項に定める賠償責任を免れることはできないものとする。

(反社会的勢力排除)

第26条 反社会的勢力排除に関する契約条項については、「反社会的勢力排除に関する条項」(別添2)を遵守するものとする。

(紛争の解決)

第27条 本契約に疑義が生じたとき又は本契約書に明記していない事項については、その都度甲乙誠実に協議の上決定するものとする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(補則)

この契約を締結する証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-1-1
支出負担行為担当官
消費者庁総務課長
堀 内 隆 広

乙 住所
団体名
代表者職名
氏 名

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 宛て

住所
受託業者名
代表者名

「貸金と物価の好循環の実現のための普及啓発活動業務」に係る業務の一部を他の事業者へ委託したいので、以下のとおり申請します。

記

委託先名	住所 氏名又は名称 代表者名
委託する必要性	

委託先の業務内容	
委託先が 取り扱う情報	
委託先における安全 性及び信頼性を確保 する対策並びに委託 者に対する管理及び 監督の方法	(必要があれば、別紙により補足すること)
委託金額	

別添 1

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙等が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙等又は乙等の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項、90条1号若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙等の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙等又は乙等の代理人が独占禁止法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙等又は乙等の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する

額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 前項第3号の規定する刑の確定において、乙等が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙等が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

反社会的勢力排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という。）であるとき
- (2) 役員等が、反社会的勢力の経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 役員等が、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的にその維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙等が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害し、信用又は名誉を毀損する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当し得る者（以下「解除対象者」という。）を再委託先及び再々委託先（以下「再委託先等」という。）としないこと並びに解除対象者を乙等が本契約に付随して個別に契約する場合の相手方としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が、再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じな

いときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。一部解除の場合は、解除部分に相当する金額)の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再委託先等が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等にこれを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。